

菊川市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

1.趣旨

物価高騰の影響を受けている市民への生活支援及び市内経済の活性化を目的として実施する「プレミアム付商品券」事業において、商工会員・非会員を問わず、市内全域で取扱事業所を募集する。

2.商品券発行内容について

- (1)商品券の名称 『きくくチケット 2026』(以下「商品券」という)
- (2)発行元 菊川市
- (3)発行総額 総額 3 億 4,740 万円(1 セット 10,000 円×34,740 セット)
- (4)販売金額 1セット 5,000 円(額面 1,000 円の商品券×10 枚)
- (5)券の内容 表紙、通し番号・切り取り方式・偽造防止ホログラム
小規模店舗で使用できる券:5 枚
取扱全店舗で使用できる券:5 枚
※小規模店舗とは、「市外資本の大規模小売店舗立地法(店舗面積 1,000 ㎡以上)に定める店舗」に該当しない店舗。
- (6)プレミアム率 100%
- (7)販売期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 9 月 30 日(水)
※販売は市の指定する施設窓口にて行います。
- (8)利用期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 11 月 30 日(月) 3 ヶ月間
- (9)販売対象者 7 月基準日時点で住民台帳に記載された市内全世帯
- (10)販売上限 各世帯 2 セットまで
(菊川市が発行郵送する購入引換券による購入)
- (11)取扱店負担 なし(登録料、換金手数料はかかりません)

3.取扱における厳守事項

- (1)商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2)商品券を現金化することはできません。
- (3)商品券額面未満の利用であっても、釣り銭は出ません。
- (4)利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5)消費者から受け取った商品券の盗難等は、取扱店舗の責任になりますので取り扱いには十分ご注意ください。

4.商品券の利用対象外

- (1)出資や債務の支払(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料、電話料金、保険料等)
- (2)有価証券(商品券、ビール券、図書券等)、切手、印紙、プリペイドカード等の換金

性の高いもの

- (3) 医療機関等における医療費等の自己負担分の支払
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務適正化等のに関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する営業に係る支払
- (8) たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (9) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

5.取扱店舗の参加資格

菊川市内に店舗、事業所等を有する事業者とします。但し、本事業の趣旨にそぐわない場合、および下記(1)から(4)に該当する業種は除外します。

【除外業種】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条第5項に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「4. 商品券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6.取扱店舗の責務

- (1) 配布する商品券取扱店ポスター等の普及啓発品を消費者に分かりやすくかつ見やすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに商工会まで報告してください。
- (3) 他市の商品券取扱店でない限り、他市の商品券を受け取らないでください。
- (4) 商品券を受け取ったときは、再使用防止のため、商品券裏面に受領印(取扱店名)を捺印してください。また、既に受領印が捺印されている商品券は受け取らないでください。

- (5) 商品券を自らの仕入買掛決済等に使用することはできません。
- (6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は禁止します。
- (7) 商品券の交換・譲渡・売買・再使用は禁止です。
- (8) 前記「4.商品券の利用対象外」以外の商品を、対象外品目に設定することはできません。
- (9) 消費者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期間切れ等による損失については取扱店舗の責務とし、商工会はその責を負いません。
- (10) その他不正があった場合、返還請求等の処理を取らせて頂きます。

7. 申込手続について

(1) 申込方法

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、商工会へ郵送・FAX 又は直接窓口提出してください。WEB 申し込みも可能です。

(2) 申込書の提出先

菊川市商工会 〒439-0031 菊川市加茂2156番地

TEL:0537-36-2241 FAX:0537-36-2244

(3) 申込期間

令和8年6月17日(水)～11月30日(月)まで随時受付

※令和8年7月3日(金)受付分までは、「商品券取扱店一覧チラシ」に掲載されます。(「商品券取扱店一覧チラシ」は、全世帯へ郵送する購入引換券に同封されます。)

7月4日(土)以降の申込については、商工会ホームページ等にて掲載更新します。

(4) 申込後の審査・承認

申込のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店舗として承認します。承認された場合、後日開催する取扱店舗説明会にて、「登録証」をお渡しします。

(5) その他

① 個別の店舗ごとにお申込みください。菊川市内に複数店舗を有する場合、店舗ごとに申込書を作成してください。

② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申込してください。

③ 申込後に取扱店舗を辞退される場合は、8月3日(月)までに、菊川市商工会まで申し出てください。

8. 取扱店舗説明会について

取扱店舗を対象に8月19日(水)説明会を開催します。申込の際に、いずれかの回を選択し、必ず出席してください。説明会にて「登録証」をお渡しします。

9.取扱店舗周知方法

(1) 販売対象者への購入引換券送付時及び商品券販売時に、商品券取扱店一覧チラシを同封・配布します。

※7月3日(金)までに申し込みをした店舗のみ掲載されます。

(2) 菊川市ホームページに掲載

(3) 菊川市商工会ホームページ・SNS 等に掲載

10.換金について

(1) 換金方法

① 取扱店舗は、菊川市商工会窓口に「登録証」を提示のうえ、「使用済商品券」を提出し、商品券の換金を依頼してください。

※換金対応日時は、毎週月曜日から水曜日の9時から15時とします。

(土日祝日等を除く、商工会の営業日に限る)

② 原則、現金で換金いたします。

ただし、換金手続きにおいて、「本社管理のため、現金での受取りができない」等、商工会がやむを得ない事情と認めた場合に限り、振込対応いたします。振込については、取扱店舗説明会にて説明いたします。

(2) 換金期間

令和8年9月7日(月)から令和8年12月11日(金)まで

原則、毎週月・火・水曜日の9時から15時まで商工会窓口にて対応いたします。

但し、令和8年12月7日から令和8年12月11日の期間については、月曜日から金曜日まで換金対応いたします。

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

11.取扱店舗の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認を取り消す場合があります。また当該違反行為により、商工会に損害金が発生した際は賠償請求する場合がございます。

12.その他留意事項

この「募集要項」に記載されていない事項等については、下記へお問い合わせください。

<問合せ先> 菊川市商工会 〒439-0031 菊川市加茂 2156

TEL:0537-36-2241 FAX:0537-36-2244

e-mail: kikutoku2026@kksho.jp